

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年7月10日（平成29年（行個）諮問第111号）

答申日：平成29年9月19日（平成29年度（行個）答申第97号）

事件名：調査報告書（特定日作成分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月13日付け特定記号第17号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った本件対象保有個人情報の一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

処分庁は、不開示事由として「当該部分は具体的な調査手法に関する事項が記載されており」を不開示の理由にしている。しかし、どのように調査手法をしているかが申立人にとって最大の開示の必要性がある。申立人の税務調査がどのようになされたかを具体的に知ることによって申立人の利益が守られる。

行政が保有する個人情報をその本人に開示しなくて、何が個人情報開示といえるのか。

この情報が開示されることによって、趣旨のとおり、不当になされた消費税の更正及び重加算税の賦課決定の取消しを可能とすることに大きく前途できるものである。

不当な不開示を改めるように求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、平成19年から平成25年分までの所得税及び復興特別所得税並びに平成21年から平成25年分までの消費税及び地方消費税の更正の請求に係る「調査報告書」に記載された保有個

人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年1月13日付け特定記号第17号により、本件対象保有個人情報の一部（以下「本件不開示部分」という。）は法14条7号イの不開示情報に該当するとして、法18条1項の規定に基づき原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、不開示とした部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 原処分に係る不開示部分（本件不開示部分）の不開示情報該当性について

(1) 法14条7号イについて

法14条7号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報として規定している。

(2) 本件不開示部分について

本件不開示部分は、反面調査に関する部分であり、審査請求人に対する具体的な調査の方針、調査方法、収集情報等が詳細に記載されていると認められる。

税務調査は、国税当局の判断により適時に実施されるものであり、事業等を営む個人や法人に対する税務調査については、通常、1回限りのものではなく、相当期間経過後に再度税務調査が行われることも十分に想定されるものである。

これらのことから、本件不開示部分を審査請求人に開示した場合には、審査請求人において、国税当局が把握する審査請求人に関する情報を知り得ることになるほか、国税当局がどのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方針、調査方法等が明らかになると認められる。

その結果、不正な手口により税の納付を免れようとする一部の納税者においては、今後の自らに対する税務調査（再調査）への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

さらに、本件不開示部分は、重い守秘義務に担保された税務行政に対する納税者の理解と協力、そして信頼に基づいて反面調査先から得た、

審査請求人のみならず反面調査先等に関する情報であることから、内容が一部でも公にされた場合には、当該反面調査先等の関係者だけではなく、このことを知った納税者においては、税務行政への信頼を失い、じ後、国税当局への情報提供や税務調査への協力をちゅうちょするなどのおそれがある。

このような事態が生じた場合には、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号イの不開示情報に該当すると認められる。

3 結論

以上のことから、本件不開示部分を法14条7号イの不開示情報に該当するとした原処分は、妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成29年7月10日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月20日 | 審議 |
| ④ | 同年8月8日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月31日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年9月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、「審査請求人にかかる「調査報告書」」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書ほか1文書に記録された保有個人情報を特定した上で、本件不開示部分を法14条7号イの不開示情報に該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件不開示部分を開示するよう求めているところ、諮問庁は、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において見分したところ、本件対象保有個人情報は、審査請求人を調査対象者とする調査関係書類に記録された保有個人情報であり、本件不開示部分には、調査担当者が審査請求人に対する税務調

査の一環として聴取・確認した内容等が詳細に記載されているものと認められる。

- (2) そこで検討すると、本件不開示部分には、国税当局が、どのような視点、順序を経て税務調査を行い、調査資料等を収集していくかなど、税務調査の着眼点、調査の範囲、規模を含む具体的な調査方法が記載されており、これらは、いわゆる税務調査における手の内情報に該当するものであって、いずれも審査請求人が承知している情報とは認められない。

これらの部分を開示した場合、税務調査の具体的な調査方法が明らかになることとなり、その結果、今後の税務調査への対策を講じたり、税額計算上の不正手口の巧妙化を図ることが可能となるなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分については、法14条7号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条7号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別紙（本件対象保有個人情報記録された文書）

文書1：平成28年6月21日作成分調査報告書

文書2：平成28年6月22日作成分調査報告書

文書3：平成28年6月24日作成分調査報告書